

令和6年度

糸満市住民税非課税世帯 臨時特別給付金のご案内

給付金の支給額

加算

1世帯あたり

児童 1 人あたり

3万円 + **2万円**

申請（返送）期限

令和7年7月31日（木）（消印有効）

（注）期限までに提出がない場合は、受給を辞退したものとみなし、給付金は支給されません。

給付対象世帯

※令和6年度住民税が非課税である世帯

【※令和5年1月～令和5年12月までの所得（令和5年分所得）】

基準日（令和6年12月13日）時点で糸満市に住民登録があり、
世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯。

給付対象外となる世帯

- 世帯の中に令和6年度住民税が課税となる所得があるのに未申告である方がいる世帯。
- 世帯全員が、令和6年度住民税課税者の扶養親族になっている世帯。

加算対象児童

●給付対象世帯の世帯員で生計を同一にしている18歳以下の児童（平成18年4月2生まれ以降の児童）

※申請が必要です！

- 基準日（令和6年12月13日）以降生まれの**新生児**
- 基準日（令和6年12月13日）時点で**別世帯で生計を同一にしている児童**（単身で寮に入っている児童など）※ただし、住民票を移さずに施設に入所している措置入所児童は加算対象外です。

※支給手続きの詳細は裏面をご確認ください 

給付金の支給手続き



【QRコード】
詳細は市ホームページ
でご確認ください。

支給対象世帯へ次の書類のいずれかをお送りします。

① お知らせ



返
信
不
要

- ・令和6年度の住民税が「非課税である世帯」で、口座（世帯主）の登録がある場合
【児童手当の口座等】

※令和7年2月上旬以降順次送付を予定しております。

**返送不要
です！**

② 確認書

- ・令和6年度の住民税が非課税である世帯で、
給付先口座の登録が必要な場合

※令和7年2月上旬以降順次送付を予定しております。

添付書類あり
内容をご確認下さい！

内容を確認し
必要事項を記入
書類添付のうえ
**同封の返信用
封筒にて返送
してください**



③ 申請書

- ・世帯の中に、令和6年1月2日以降に糸満市
外から転入した方がいる場合または令和6年
度（令和5年分所得）未申告の方がいる場合

※令和7年3月上旬以降順次送付を予定しております。

添付書類あり
内容をご確認下さい！

- ・基準日（令和6年12月13日）において、糸満市以外の市区町村に住民票がある方については、
基準日時点の市区町村にお問い合わせください。
- ・申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。
また、意図的に虚偽の申告をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

110番



給付金に関する
「振り込め詐欺」や「個人
情報の搾取」にご注意く
ださい。

警察相談専用電話（#9110）

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方へ

配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをさせていただくことで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができる場合があります。詳しくは、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

糸満市臨時特別給付金担当窓口(お気軽にご相談ください)

糸満市役所1階ロビーに担当窓口を設置
しています。また、窓口での申請受付を
行っています。お気軽にコールセンターま
でご連絡ください。

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市臨時特別給付金コールセンター

0120-824-288

8:30~17:00 ※土日、祝日は除きます

